

緊急提言

微生物材料の適正な取り扱いについて

日本微生物資源学会長
辨野義己

日本微生物資源学会会員各位には平素より学会活動にご支援いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、病原体あるいは遺伝子組換え体を取り扱う施設において、十分な感染防止策をとらずに微生物材料を取り扱っていた旨の報道が行われました。そして、厚生労働省からも関係部局に対して特定病原体等の適切な取り扱いについて周知依頼が発出されております。微生物資源は、ヒトを含めて動物の病原体はもとより、植物病原体も法令によってその所持、取り扱い、移動について厳しく規制されています。一般の微生物を取り扱っている研究室も規制の対象であり、病原性・感染性の研究をしているかどうかではありません。特定病原体等の所持、移動等については禁止、許可、届け出などの文書的な管理に加え、実験室内での取り扱いについても法令の遵守が求められています。微生物は病原性、感染性や毒素産生性でクラス分けされており、的確な分類・識別技術も要求されます。すべての微生物研究者が分類学的知識に加え、法令に対しての知識を求められています。学会では新しい法令や制度に対し、会員各位への周知や普及を目的としたシンポジウムなどをこれからも積極的に開催していく所存であります。

本学会は、微生物の生態学、分類学、保存技術などの学術活動だけではなく、微生物資源の取り扱い、流通、管理など、社会的問題にも深く関わった活動をしております。会員各位におかれましては、機関会員はもちろん、個人会員の方々も、微生物資源の適切な取り扱いが社会的にいかに重要かを認識し、身の回りを今一度再確認していただきたいと思っております。そして、問題提起を学会活動に反映していきたいと考えております。我々の小さな不注意が微生物研究者の社会的な信頼性を失うことのないように、全会員があらためてこの問題を認識して下さいますよう希望致します。

今後とも、ますますの日本微生物資源学会へのご支援をよろしくお願い申し上げます。